

# 勤労者ボランティア促進費用準備資金規則

## (総則)

第1条 この規則は、寄付者の定めたところにより、公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）が、長期にわたり、勤労者がボランティア活動に参加するための社会的な体制を開発し、発展させていくのに必要な費用を準備する目的で設ける特定費用準備資金（公益法人認定法施行規則第18条に定めるものを基礎とする資金）の管理及び運用について定める。

## (財源)

第2条 本資金は、財団法人さわやか福祉財団（以下「旧財団」という。）が、勤労者マルチライフ支援事業がめざした目的の達成に向けて、第1条に定める体制の開発、整備に用いるという用途を定め、旧財団法人勤労者リフレッシュ事業振興財団から、その解散にあたって平成16年6月30日に寄付を受けて受け入れた金員2億2069万7006円をもって設けた「勤労者ボランティア促進基金」から、旧財団（特例財団法人さわやか福祉財団を含む。）がその解散までに使用した額を控除した額及びこれを運用して得る額をもって構成する。

## (用途)

第3条 本資金は、勤労者のボランティア活動を促進するために用いる。本資金を取り崩す場合は、理事会の決議を必要とする。

2 本資金は、前項に定める目的以外の目的のために用いることはできない。ただし、本財団の経理上借入金をする必要が生じた場合であって後に支払われることが確実な未収金があるときは、当該未収金の額の範囲内において、本資金を本財団の支払いに充てることができる。

3 前項ただし書により本資金を本財団の支払いに充てた場合において未収金が回収されたときは、ただちに支払い額を本資金に戻し入れなければならない。

4 前各項にかかわらず、本財団の運営維持にやむを得ない事情があるときは、理事会の決議を得て、本資金の目的外の取り崩しを行うことができる。

## (管理)

第4条 本資金を管理する金融機関等の口座は、本資金専用のもとする。

2 本資金は、金融機関への預貯金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入その他安全にして確実な方法で管理しなければならない。

## (支出方法)

第5条 本財団の会計責任者は、第3条に定める費用の支出を求められたときは、その支出がその費用のために行うものであることを確認の上、資金を交付しなければならない。

## (報告及び公開)

第6条 本資金の支出については、財産の決算とあわせて、理事会の決議及び評議員会の承認を得るものとする。

2 会計責任者は、本資金の支出に関する帳簿その他の書類の開示を求められたときは、請求者が誰であっても、これを開示しなければならない。

## 附 則

1 この規則は、公益財団法人さわやか福祉財団の設立の登記の日から施行する。